

参加資格に関する質問に対する回答

No	業務	資料種別	該当場所	質問内容	回答
1	①基幹システム	資格要件を証する書類	2.IPA試験合格者の雇用	(3)雇用関係の証跡は資格を取得している社員の名刺でもよろしいでしょうか。	名刺は雇用関係の証跡として認められません。「提案参加資格審査申請について」の記載のとおり、「在職証明書（会社発行）」、社員証等、当該者を雇用していることが客観的に確認できるものをご提出ください。なお、個人情報（住所、賞金等）は黒塗り可能ですが、氏名、所属、資格区分等は判別できる必要があります。
2	①基幹システム	(様式1) 基幹システム等整備事業に係る提案参加資格審査申請書	印	会社印（角印）もしくは代表者印（丸印）でよろしいでしょうか。角印を希望いたします。また、銀行印は提示いたしかねます。	「提案募集参加資格審査申請書（様式1）」の印は、代表者印（丸印・実印）や銀行届出印である必要はありません。
3	①基幹システム	(様式2) 基幹システム等整備事業に係る提案参加資格審査申請書	発注社名	顧客情報にあたるため、社名の提示は致しかねますがよろしいでしょうか。	発注者名の提示は必須です。本募集における「①基幹システム開発・保守業務」の参加資格要件は、「地方自治体または公的団体等が発注した業務」の実績としております。自治体や公的団体の入札結果や契約情報は原則として公開情報であるため、「顧客情報保護」を理由に発注者名を秘匿する必要性は低いと判断されます。また、発注者名が不明では要件への適合判断（公的機関であるかの確認）ができないため、具体的な名称を記載してください。
4	①基幹システム	基幹システムなど整備事業に係る提案募集要項	3.契約について	契約保証金のお支払いは致しかねます。今回、弊社は御用命いただいた際は、「受注側」にあたるため、一般的な保証金の概念とも異なると理解しております。免除条件に関して、他社様との取引実績がございますのでそちらで該当ということであれば、ご指示ください。また、その際は他社様との実際の契約書類等の提出は致しかねます。	契約保証金は、契約者（受注者）が業務を履行することを担保するためのものであり、原則として納付が必要です。ただし、本件はプロポーザル方式による提案競技であり、選定委員会において、提出いただく財務諸表等を含めた経営状況や業務遂行能力の提案審査を行います。その提案審査の結果、公社が「契約が履行されないこととなるおそれがない」と判断した場合等には、大阪府住宅供給公社会計規程第59条第1項第5号に基づき、契約保証金を免除とする場合があります。なお、免除の可否については、最優秀提案者（契約候補者）選定後に確定し、通知いたします。
5	①基幹システム	基幹システムなど整備事業に係る提案募集要項	営業経歴書	「営業経歴書」とは、具体的にどのようなものでしょうか。どのような項目が確認できる書類になりますでしょうか。	「営業経歴書」について、本募集における所定の様式はございません。「提案募集参加資格審査申請について」の備考欄に「各事業者が作成しているもの」と記載のとおり、貴社にて既存で作成されている「会社案内（パンフレット）」や、ウェブサイト上の「会社沿革」のページ等をご提出ください。
6	-	提案参加資格審査申請について	提出書類 営業経歴書	提出書類の営業経歴書についてですが、会社概要や創立日が記載された企業パンフレットでもよろしいでしょうか。	確認する主な項目は、会社の沿革（設立から現在までの経緯）、主な事業内容、社員数等を想定しております。
7	②周辺システム	提案参加資格審査申請書	申請者の記載	申請者について 代表者から受任を受けた受任者名の記載、受任を受けた印鑑で問題ないでしょうか	問題ありません。
8	②周辺システム	提案参加資格審査申請書	導入・履行実績	履行実績について 導入した顧客名まで必要でしょうか。例えば、発注社名の記載が『民間企業（建設工事業）』といった形では如何でしょうか	発注者が民間企業等であり、機密保持の観点から社名の記載が困難な場合は、発注者の業種、業態、規模（利用者数や導入規模等）を具体的に記載してください。
9	②周辺システム	提案参加資格審査申請書	導入・履行実績	雇用証明について 資格を有する者の在職証明として名刺もしくは社員証のコピーでは代用可能でしょうか。	社員証は代用可能ですが、名刺は代用不可です。
10	②周辺システム	提案参加資格審査申請書	有資格者情報	有資格者情報でご提示する担当者以外のメンバーが本業務を担当すること、または情報提示した担当者が本業務から外れる事や役割が変更になる事について、問題はないでしょうか。	参加資格申請の際に提示した有資格者（以下、「申請有資格者」）以外のメンバーが本業務のプロジェクトメンバーになること、申請有資格者が本業務のプロジェクトメンバーから外れることや役割を変更することは可能です。ただし、申請有資格者が本業務から外れる場合は、募集要領に定める資格要件（kintone認定資格スペシャリスト以上、またはコラボロー認定アドバイザー資格）を満たす者を配置する等、プロジェクト体制として参加資格要件を満たしている状態を維持してください。なお、担当者に変更が生じた場合は、速やかに公社へ報告してください。
11	②周辺システム	基幹システム等整備事業に係る提案募集要領	2-6 参加資格審査に関する事項 (2)業務別要件 ②周辺システム導入・開発業務 ア 業務プロセス改善を実現するワークフローソリューションの導入・開発業務を履行した実績があること	業務プロセス改善を実現するワークフローソリューションは、今回構築対象のツールであるコラボローおよびkintoneの両方の機能を組み合わせた導入・開発業務を履行しているものが対象となる認識で間違いはないでしょうか。	業務プロセス改善を実現するワークフローソリューションとは、コラボローおよびkintoneの両方を組み合わせただけのものに限りません。本要件は、一般的なワークフローシステム等の導入・開発を通じて、業務プロセスの改善を実現した実績であれば対象となります。